

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。

第2 請求の受付

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

令和7年3月31日

3 請求の内容

請求の内容は、おおむね別紙1のとおりです。

4 要件審査

監査委員は、令和7年4月17日に要件審査を行い、本件請求のうち、後記第3、1記載の監査対象事項（作業員の勤務時間及び公園内の園路等の清掃に係る財務会計上の行為等を除く）が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

なお、請求人は、作業員の勤務時間に係るものにつき、「基本水準書にある指示内容の工数算出は実働時間を8時間にしていると理解していいだろう。というのは公共事業の原資が税金であれば、その徴収された労働者の勤務実態がほぼ8時間になっている現状では、そうせざるを得ないからだ。」とし、また、公園内の園路等の清掃に係るものにつき、「雑木林のなかの園路や草地は落葉が散らかる。花殻も園路や草地を汚くする。《雑木林部分の清掃は特に留意して行う。（毎日）》」とし、これらが違法又は不当であることの具体的な理由を明らかにしていませんから、監査を実施しないことを決定しましたが、監査を実施する過程において、これらにつき、後記第4、2(7)記載の事実関係を確認することができました。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

中田中央公園（以下「本件公園」といいます。）の令和6年3月分の実績に応じた指定管理料（以下「本件指定管理料」といいます。）の精算行為又は支出（建屋及び排水施設の管・柵の清掃に係るもの）について、違法又は不当の事実があるか否かを監査対象事項としました。

2 監査対象局

みどり環境局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和7年4月25日に追加の証拠の提出を受けるとともに、令和7年5月1日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和7年4月25日に監査対象局から見解書（別紙2のとおり）の提出を受けるとともに、令和7年5月1日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

第4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、おおむね別紙3のとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 本件公園の指定管理について

法第244条の2第3項には、普通地方公共団体は、条例の定めるところにより当該普通地方公共団体が指定するもの（指定管理者）に、公の施設の管理を行わせることができることと定められています。そして、横浜市公園条例（以下「公園条例」といいます。）第28条の2には、公園条例別表に掲げる公園又はその一部の管理に関する所定

の業務について法第 244 条の 2 第 3 項の規定により指定管理者に行わせるとしていることが定められており、公園条例別表第 2 の 2 には本件公園が含まれています。

本件公園の指定管理に係る協定は、「中田中央公園の管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」といいます。）が令和 5 年 1 月 26 日に、また令和 5 年度の「中田中央公園の管理運営に関する年度協定書」（以下「年度協定」といいます。）が令和 5 年 4 月 1 日に、横浜市と奈良・ニホンターフメンテナンス共同事業体（以下「本件指定管理者」といいます。）との間で締結されています。そして、基本協定においては、第 7 条第 1 項において指定管理の指定期間を令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までと定められています。なお、本件指定管理者は、横浜市会令和 4 年第 4 回定例会（令和 4 年市第 88 号議案）にて本件公園の指定管理者として指定することが可決されている適正な相手方であることが認められます。

地方自治法（抜粋） （公の施設の設置、管理及び廃止） 第244条の2 （第1項及び第2項省略） 3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第244条の4において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。 （第4項以下省略）	
横浜市公園条例（抜粋） （指定管理者の指定等） 第 28 条の 2 別表第 2 の 2 及び別表第 2 の 3 に掲げる公園又はその一部の管理に関する次に掲げる業務は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 3 項の規定により、指定管理者(同項に規定する指定管理者をいう。)に行わせるものとする。 (1) 第 7 条第 2 項の許可に関すること。 (2) 公園又はその一部の維持管理に関すること。 (3) その他市長が定める業務 （第 2 項以下省略） 別表第 2 の 2（第 16 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項及び第 5 項）（抜粋）	
名称	位置
中田中央公園	横浜市泉区

(2) 本件公園の指定管理に係る維持管理基本水準書について

本件公園の指定管理業務については、「維持管理基本水準書〈中田中央公園〉令和 4

年３月」（以下「基本水準書」といいます。）により、管理の考え方及び維持管理水準等が示されています。

監査対象局によると、基本水準書は、日常的な園地の巡回、清掃や、定期的な園地の草刈や高木のせん定等、公園及び公園施設の設置目的に沿った草木類の維持管理について記載しているものですが、定量的な観点よりも標準的な維持管理状態や水準を示しており、基本水準書の「管理の考え方と留意点」に記載された状態が達成されるために必要な回数などを指定管理者が自ら考えて作業するという位置づけのものであるとのことでした。

また、維持管理水準が満たされているか否かについては、月報、四半期報告書及び年度事業報告書で書類上の確認を行うほか、回数の定めはないものの、所管の職員が公園を巡視し実態を確認しているとのことで、提出された資料によると、少なくとも令和５年４月１０日に１回、本件公園の現地確認を行っていることが認められます。

なお、基本協定第３７条には、指定管理の実施状況等について実地について調査するために公園に立ち入ることについて記載されており、監査対象局によると、基本協定第３７条による実地調査は、月報等の報告や来園者からの苦情又は要望等の状況から実地調査が必要と判断した場合に行っているとのことでした。

中田中央公園の管理運営に関する基本協定書（抜粋）

（本指定管理実施状況の確認及び改善の指示）

第３７条 市は、前条までに定めるもののほか、地方自治法（以下「法」という。）

第２４４条の２第１０項に基づき、指定管理者に対して本指定管理の実施状況について随時、報告を求め、また実地について調査するため、公園に立ち入ることができる。

２ 指定管理者は、市から前項の申出を受けた場合は、正当な理由がある場合を除いてその申出に応じなければならない。

３ 第３４条及び第３５条の規定に基づく報告及び第１項の規定に基づく報告及び実地調査により、指定管理者の本指定管理の実施内容等が、条例、規則、要綱、その他市が提示する要件等を満たしていないと認められる場合、市は、法第２４４条の２第１０項に基づき、指定管理者に対して業務の改善を指示するものとする。

４ 指定管理者は、前項の指示を受けた場合は、速やかに必要な具体的措置を講じ、その結果を市に報告しなければならない。

また、監査対象局によると、苦情等は指定管理者からの各種報告書及び横浜市の広聴情報データベースシステムで管理されているとのことで、令和５年度は草地管理、建屋の清掃、管及び柵の清掃についての請求人が指摘するような苦情は寄せられておらず、本件公園について、他の指定管理の公園と比べて苦情件数が多いなどの状況はないとの

ことでした。

(3) 本件公園の指定管理に係る管理運営業務（建屋の清掃に係るもの）について

横浜市は、法及び公園条例に基づく公園及び公園施設の指定管理者の募集にあたり、「公園及び公園施設共通管理業務仕様書（令和4年5月25日一部訂正）」（以下「共通仕様書」といいます。）により、法、都市公園法及び公園条例の公園の設置理念に基づき行う管理運営業務の内容及び履行方法について定めています。

監査対象局によると、本件公園の建屋の清掃に係るものについては、共通仕様書「7 維持管理業務（2）公園施設全般」に示されているとおり、維持管理は原則として「建築保全業務共通仕様書 国土交通省」（最新版）によるものとしており、本件公園の建屋（レストハウス）の日常清掃については「建築保全業務共通仕様書」（令和5年版）における玄関ホールと状況が最も近いと考えられることから、基本水準書に定める清掃方法及び回数については「建築保全業務共通仕様書」に準拠しているとのことでした。

また、監査対象局から提出された令和6年3月分の月報によると、「施設管理（有料・建物）」の項において「レストハウス内の管理（管理棟）」の「室内清掃」については「1回/日」の頻度で、「便所点検」「便所清掃」については「359日/年」の頻度で行うとされているところ、いずれも令和6年3月に31回行われており、また、「数量」は「年計画」が359とされているところ、「累計値」が360であると報告されていました。

(4) 本件公園の指定管理に係る管理運営業務（排水施設の清掃に係るもの）について

監査対象局によると、本件公園の排水施設の管・桝の清掃については、基本水準書に定める維持管理水準により行うとのことでした。

また、監査対象局から提出された令和6年3月分の月報によると、「施設管理（一般）」の項において「排水施設」の「側溝・U字溝、桝、管清掃」については、「1～3回/年」の頻度で行うとされているところ、令和6年3月に1回行われており、また、「数量」は「年計画」が12とされているところ、「累計値」が12であると報告されていました。

(5) 本件指定管理料の支出の方法について

本件指定管理者に支払う指定管理料の額及び支払い方法等は、基本協定第40条第2項において、指定管理者が公募時に提出した提案書類等による提案額に基づき、各年度に横浜市と指定管理者が協議し締結する協定に定めるとされています。

そして本件指定管理料が含まれる令和5年度分の指定管理料については、年度協定第21条第1項において、31,745,000円（うち消費税及び地方消費税相当額2,885,909円）と金額が定められており、また、年度協定第21条第2項において、支払い方法は1月ごとに支払うことが定められています。

中田中央公園の管理運営に関する基本協定書（抜粋） （指定管理料） 第40条 （第1項省略） 2 市が指定管理者に支払う指定管理料の額及び支払い方法等は、指定管理者が公募時に提出した提案書類等による提案額に基づき、各年度に市と指定管理者が協議し締結する協定（以下「年度協定」という。）に定めるものとする。 （第3項以下省略）	
中田中央公園の管理運営に関する年度協定書（抜粋） （指定管理料） 第21条 基本協定第40条第2項で規定する指定管理料は、31,745,000円（うち消費税及び地方消費税相当額2,885,909円）とする。	
項 目	金 額（税込）
利用料金見込み額	946,000 円
2 指定管理料は、指定管理者の提出する資金計画表に基づき、1月ごとに支払うこととし、指定管理者が請求書を提出した日から30日以内に支払うものとする。 （第3項省略）	

監査対象局から提出された資料を確認したところ、令和5年度分の指定管理料について、4月分を除いた11か月分については、令和5年4月10日決裁の環創南公第19号により、定期支出により支出することが定められています。なお、定期支出の金額は次表のとおりです。

対応月	指定管理費(円)
5月	2,645,417円
6月	2,645,417円
7月	2,645,417円
8月	2,645,417円
9月	2,645,417円
10月	2,645,417円
11月	2,645,417円
12月	2,645,417円
1月	2,645,417円
2月	2,645,417円
3月	2,645,413円
合 計	29,099,583円

なお、定期支出においては、確定金額を前払いしているところ、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」（令和5年度当時）第132条には、前金払できる経費が定められています。監査対象局によると、指定管理料は、指定管理者の人件費、備品・消耗品等の購入費、小破修繕費等、早期な臨機の随時支払いが生じるという性質を踏まえ、「横浜市予算、決算及び金銭会計規則」第132条第1項第2号に基づき前金払としているとのことです。

横浜市予算、決算及び金銭会計規則（令和5年度当時）（抜粋）
 （前金払）
 第132条 次の各号に掲げる経費については、前金払とすることができる。
 （第1号省略）
 （2）補助金、負担金、交付金、助成金及び委託費
 （第3号以下省略）

（6）指定管理料の支出に係る精算等の考え方について

指定管理料の精算については、「横浜市指定管理者制度運用ガイドライン【第17版】」において「年度協定書により金額が決定された指定管理料については、協定で定められた基準や手続に基づくペナルティによる場合を除き、指定管理者が受け取る権利を有すると考えることが妥当である。したがって、予定されていた事業の中止等による場合を除き、余剰が発生した場合には、指定管理者による経費節減等の成果であると考え、指定管理料の「精算」等の手続きは原則として行うべきではない。」と示されています。

監査対象局においては、前記2(5)のとおり前金払としている指定管理料について、

ガイドラインの考えに基づいて精算は行っていないとのことであり、仮に、月報等で管理状況の著しい瑕疵が認められた場合など指定管理料の減額をする必要が生じた場合は、基本協定の定めに従い協定変更を行い、指定管理料を減額するとのことでした。

監査対象局によると、指定管理業務の維持管理水準が満たされているか否かを確認する月報について、令和6年3月分の月報は令和6年4月30日を提出期限としており、本件指定管理者から4月30日に提出された当該月報を南部公園緑地事務所内で同日に供覧したことが認められます。

(7) その他の指定管理業務等について

本件請求において請求人の主張に関連する内容について、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、次の事実を認めました。

ア 本件指定管理者の従業員の勤務時間について

本件請求において請求人は、本件指定管理者の従業員の勤務時間について、勤務時間の定めと実際の勤務時間に差がある旨を主張しています。

一方で、監査対象局によると、指定管理業務はその性質上、勤務時間を指定するものではなく、横浜市が提示する業務を遂行できるか否かを確認するものであるとのことでした。また、共通仕様書に記載のある「提案書に記載された人員体制が適切に運用されているかを確認する」ことの具体的な判断基準は、人数の配置を開園時間の全てにおいて求めているのではなく、業務に支障がない範囲で休憩時間や早番・遅番などにより一時的に記載人数を満たしていない時間帯があっても問題ないという扱いであるとのことでした。なお、人員体制と関連して、管理体制に影響のない範囲であり、かつ自主事業に係る人件費を指定管理者が自ら負担する場合であれば、管理業務体制に入っている従業員が自主事業に従事することは許容されるとのことでした。

イ 公園内の園路等の清掃について

本件請求において請求人は、本件公園内の園路の落葉清掃などが不十分である旨を主張しています。一方で、監査対象局によると、共通仕様書には、「落葉樹のある公園については、公園の特性や周辺環境を考慮した清掃方法や活用方法を提案してください（例えば落葉が楽しめる園路として管理することも考えられます。）」とあり、落葉清掃をどのように行うかは指定管理者の選択に委ねられていることから、樹林地

部分の落葉を完全に回収する必要はないとのことでした。

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 令和6年3月分の建屋及び排水施設の管・桝の清掃の実績について

本件請求において請求人は、建屋の清掃及び排水施設の管・桝の清掃について「基本水準書通りに作業をしていない」と主張しています。

監査対象局から提出された資料を確認したところ、前記2(3)及び2(4)のとおり基本水準書に定められた回数を満たしていると報告されています。

この報告内容の確認方法は、監査対象局によると、原則として月報等の記載を確認することと、現地確認による検査を都度行っているものではないとのこと。しかし、報告書や来園者からの苦情要望等の状況から実地調査が必要と判断した場合は職員による巡視を行っており、また、来園者から維持管理等について著しく不潔である等の苦情がないという状況を踏まえると、報告書の内容が適当ではないと推測する根拠はなく、指定管理業務の内容及び維持管理水準について裁量の逸脱があったとは認められません。

(2) 本件指定管理料の支出手続について

本件請求において請求人は、本件指定管理者が清掃等について「基本水準書通りに作業をしていない」として「事業費からこの分を差し引いて支払うべきである」「無駄に支出した公金を回収すべきである」と主張しています。

しかし、前記3(1)のとおり、建屋及び排水施設の管・桝の清掃の実績については基本水準書に定められた基準及び数量を達成していると判断できることから、これをもとに本件指定管理料を支出することは違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは認められません。

そして、本件指定管理料については、前記2(5)で確認した定期支出のうち3月分に相当し、環創南公第3061号により専決権者である環境創造局経理経営課長（当時）により令和6年3月21日に決裁され、令和6年3月25日に払い込まれたことが認められます。

そのため、本件指定管理料については、関係規定に基づき適切に支出されているもの

と認められるため、違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは認められません。

なお、指定管理料はその制度運用上、原則として精算を行うものではないとされており、本件指定管理料については基本協定及び年度協定には指定管理料の返還についての規定も認められず、確定金額で支払われています。基本協定第 41 条には、各年度の当初に合意した指定管理料の変更に関する協議について定められているところ、監査対象局によると、仮に、指定管理業務に実施できなかった部分がある場合には指定管理協定の変更を行い、指定管理料の減額を行うという手続になるとのことですから、協定の変更がない状況においては横浜市には返還請求権自体が無いと解されます。

4 結論

以上のことから、本件支出については違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 意見

監査結果は以上のとおりですが、指定管理料の支出という通常の委託契約等とは異なる特性を持つ財務会計上の行為であることを踏まえ、次のとおり意見を付します。

今回、指定管理協定に基づく本件支出の根拠として指定管理業務の内容及び維持管理水準について裁量の逸脱があったとは認められませんでした。一方で、維持管理水準について基本水準書における履行数量等の遵守を求めるものではないとしても、実態としての公園管理は一層適切に行われなければならないと考えられます。他の来園者からは目立った苦情や要望は確認されていないとのことですが、公園の状況及び指定管理者への指導等について誤解を招く状況にあった可能性は否定できません。

横浜市指定管理者制度運用ガイドラインにあるとおり「多様化する市民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図る」という目的を踏まえ、効果的に指定管理者制度を運用し適切な公園管理を行うとともに、正確で分かりやすい情報を提供することで、引き続き市民との相互信頼に基づく市政を推進することを求めます。

6 判断の根拠とした書類

(1) 見解書

(2) 令和7年4月17日監監第79号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

(3) 令和7年5月2日監監第129号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

(4) 令和7年5月20日監監第191号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出について（依頼）」に対する回答及び提出資料

(令和7年3月 31 日受付 住民監査請求)
※請求人から提出された横浜市職員措置請求書の概要

請求の内容

1 請求の要旨

- (1) 本請求は中田中央公園に関するもので、当該公園は 2001 年に開園し、南部公園緑地事務所（南部）が所管しています。2014 年 4 月から現在の事業者が指定管理者になっています。本請求書は南部の杜撰な管理による公金の無駄な出費に関するものです。
- (2) 指定管理者の日常業務は「維持管理基本水準書（中田中央公園）」（以下「基本水準書」）に細かく取り決められていますが、指定管理者はその通りに実施していません。月報の内容が非常に薄く、理解できないと尋ねたところ、市職員は「信用している」と答えました。杜撰なやり方です。
- (3) 指定管理者の作業員たちのサボりの実態については、これまで幾度となく南部に情報を提供してきましたが、改善されていない部分があります。南部は市民の声に対して回答すらしない対応を続けています。労災事案の死傷病報告も揉み消されました。宇田川の草刈りに関する二重請求も放置されています。泉土木事務所や泉区役所総務課も同様の対応です。
- (4) 南部は私のレポートにほとんど回答しません。納税者である私のレポートを無視している状況下で起きた問題に対する請求です。指定管理者が基本水準書通りに作業をしていないことを明らかにし、無駄な公金の支出を説明します。
- (5) 指定管理者が基本水準書通りに業務を実施していないことは契約不履行に相当します。南部が事業費を支払っていることは、法第 242 条に言うところの無駄な公金の支出です。南部は、契約が完全に履行されていないことを放置しています。事業費は血税であり、市民の声を普段からしっかり聞き届けるべきです。

<事実証明書>

2 作業員の勤務時間

- (1) 当初、指定管理者の終業時間は 17 時 30 分でした。2016 年 10 月 8 日には、作業員が勤務時間中に私服姿で通勤用の車を洗っている様子が見られました。閉館後、作業員たちは着替えてほとんど自由時間状態になっていました。
- (2) 夏時間（5 月 16 日から 8 月 15 日）は、10 時から 19 時までの遅番がありました。遅番の作業員の一人が勤務時間中に車を洗っている様子が 2016 年 5 月 21 日に確認されました。遅番は 10 時の休憩から始まり、3 時の休憩も通常勤務の作業員と一緒に取るため、17 時以降に休憩はありませんが、車を洗っていました。
- (3) 2016 年 12 月 21 日には、作業員が勤務時間中にシャワーを使っている様子が確認されました。終業の 17 時 30 分までまだ 1 時間近くある時点でシャワーを使い終わっていたため、勤務状態に問題がありました。
- (4) 2017 年 4 月から終業時間が 17 時 00 分に変更されました。閉館後の作業内容が不明確だったから変更されたのだと思います。「じゅうごじゅうごで実働時間は変わらない」ということだったので、それまでの休憩時間が「有給（15 分）＋無給（15 分）」であり、無給の合計 30 分間を 17 時からの勤務にあてていたことになります。

- (5) 休憩時間は15分間になったはずですが、2025年現在でも作業員たちは30分間の休憩を取っていることが確認されています。作業員たちは「じゅうごじゅうごで実働時間は変わらない」ということを知っているはずです。
- (6) 作業員の一人が自治会町内会の運動会に自主事業の名目で出場して怪我をした日の日報では、巡回を15:15から16:00まで実施したことになっていますが、この日、作業員が林へやってきたのは15時36分でした。
- (7) 現在でも巡回に出るのはどんなに早くても3時半過ぎです。午後の巡回を毎日見ているわけではありませんが、モニタリングした際には3時半以降になることはあっても、それより早くなることはありません。
- (8) 2017年4月から終業が17時00分になりましたが、10時と3時の休憩が従来通りであるということとは、実働時間は7時間30分ということになります。
- (9) これを確認する一つの方法は日報です。2018年9月9日の日報は巡回に出た時間を「15:15」としており、現在でも日報は「15:15」としていると見てよいでしょう。これを「15:30」にしていれば、休憩時間を30分取っていることになるからです。
- (10) 作業員たちは10時と3時の休憩を休憩室兼更衣室の和室で取っています。前任の事業者は上がり込むことはありませんでした。
- (11) その10時と3時の休憩には「プレ」がつきます。2024年3月の記録では、3月3日に9時46分厨房、11時50分過ぎ厨房、電子レンジ、作業員が偵察、2時50分厨房と記録されています。電子レンジを使って早弁までしています。
- (12) もちろん早弁もあります。
- (13) プレ帰る前のモニタリングは11月と12月の限定になります。早シャワーだけは年間を通してできていました。作業員は高窓の明かりでバレていることに気づいてから、高窓の明かりを消してシャワーを使うようになりましたが、風呂釜の燃える音でシャワーを使っているのを確認することができました。
- (14) 次の写真の左は2023年11月30日16時47分に撮ったものに、16時50分に撮ったものを貼りつけたものです。右は2023年11月27日16時38分です。人影は誰だかわかりませんが、帰り支度をしているとしか思えません。
- (15) 3月22日に「少し早いですが休憩に入ります」と記録されています。怠惰・怠慢の巢窟です。
- (16) 基本水準書にある指示内容の工数算出は実働時間を8時間に行っていると理解してよいでしょう。公共事業の原資が税金であれば、徴収された労働者の勤務実態がほぼ8時間になっている現状では、そうせざるを得ないからです。
- 事業費を算出するのに実働時間を8時間としているのであれば、当該指定管理者の実質の労働時間は7.5時間になっていることは明らかなので、この分を差し引いて支払うべきです。
- (17) このような面倒を避けるために、8時間労働をするように行政指導すべきです。
- (18) もちろんプレ10時、プレ昼休み、プレ3時、プレ帰る前についても、時間通り働くように行政指導すべきです。

3 建屋の清掃

- (1) 基本水準書の清掃指示では、「土足利用もしくは常時利用型」とは、ホールと自販機を置いている休憩室を指していると考えられます。土足利用とあるからには、毎日の掃除はモップを掛けるレベルの掃除ということになります。「汚れていないからいい」という判断は認められません。作業員の判断を認めると際限がなくなってしまうからです。
- (2) モップ掛けについて、いい加減な指示が出ているとは思えません。
- (3) 南部は作業員たちがモップ掛けをしない日があることを知らないまま事業費を支払っているはずです。基本水準書通りに日常業務を実施していないにもかかわらず支払っていることは無駄な支出です。前任の事業者がやっていたように、すべての床にモップを掛けるように行政指導をすべきです。
- (4) モップ掛けをサボった日の事業費は、この分を差し引いて支払うべきです。
- (5) 当該公園は野球場を挟んで東に駐車場、西に雑木林があります。雑木林の中の園路や草地は落葉が散らかり、花殻も園路や草地を汚くします。基本水準書のとおり、雑木林部分の清掃は特に留意して行うべきです。「毎日」となっているのは、雑木林の環境を考慮したものと考えられます。
- (6) 2024年3月は林の園路は、自然の強力なブローのおかげで、そこそこ綺麗になっていました。
- (7) 30人程の小学生が2023年11月20日に落葉の掃除をしていました。作業員たちは手持無沙汰でのんびりしていました。小学生は総合学習などをしに来たのかもしれませんが。学校側から打診があったのではないのでしょうか。そうであれば「間に合っています」と断るべきでした。作業員たちが常駐している公園なので、小学生にやってもらうところがないからです。
- (8) 小学生が掃除してくれた太極拳広場に落ち葉をばら撒いたのは2023年12月1日のことです。作業員たちが太極拳広場を掃除することはありません。指定管理者が集めた落葉をゴミに出したのは2014年だけで、以降は林に隣接する菜園に横流ししていました。落葉の横流しと太極拳広場へのばら撒きは毎年のことでした。2025年は子供たちの遊具という理屈でばら撒いています。ばら撒いた落葉は粉々になり、汚いまま放置されます。基本水準書の「雑木林部分の清掃は特に留意して行う（毎日）」という指示をないがしろにしています。
- (9) 2024年3月の林の状況では、自然の風で園路はほぼ綺麗になっていますが、吹き溜まりができています。落葉をほったらかしている場所もあります。倒れた杭や枯れ枝が放置されています。親水護岸の脇には使いもしない腐葉土がばら撒かれています。掃除とは真逆のことをしています。落葉を溜め込んでいる「堆肥小屋」には腐葉土が溜まっており、風が吹くと周囲にこぼれます。汚泥も放置されています。

利用者が快適に過ごせる公園づくりを知らないといしか言いようがありません。毎日の掃除を心がけていれば、これほど汚いまま放置することはありません。南部は無駄な支出を調べ、無駄に支出した事業費を回収すべきです。

4 排水施設

- (1) 排水施設の管・柵の清掃は最低でも年1回行うよう指示されていますが、指定管理者が清掃しているのは駐車場とバックスクリーンの2つの柵だけで、残りの柵やL型側溝・U字溝は手をつけていないと考えられます。

- (2) 前任の事業者はL型側溝・U字溝の清掃を行っていました。2012年12月6日には管理棟の脇の蓋を外して清掃し、2013年12月18日には園路の網板を外して柵を浚っていました。駐車場の側溝も清掃しているのを見えています。
- (3) 2013年11月20日には、林の暗渠排水管がつながっている柵を前任の事業者の作業員に教えてもらいました。前任の事業者は駐車場とバックスクリーンの柵も含めてこのように清掃していましたが、今の指定管理者は駐車場とバックスクリーン以外の柵を清掃しているところを見えていません。最初の年度だけは駐車場の小さな柵をひとつかふたつ清掃したかもしれません。
- (4) 2023年度の指定管理者は、2024年1月10日に駐車場、2月7日と8日にバックスクリーンの柵を掃除しました。排水施設として清掃したのはこの2つの柵だけで、残りの柵やL型側溝・U字溝は清掃していません。
- (5) 清掃を行っていることを証明するのは容易ですが、行っていないことを証明するのは難しいです。月報を開示請求するのは一つの手ですが、内容が乏しいです。完璧な証拠は指定管理者が日々記録している日報です。しかし、指定管理者は労災文書の開示を弁護士を使って拒否しています。
- そのため、私が所有しているモニタリングの記録（2024年3月の記録）を証拠にします。年間を通してほぼ毎日、午前と午後、夕方の記録を詳細に残しています。指定管理者の作業員たちが駐車場とバックスクリーンの柵以外の残りの柵やL型側溝・U字溝の清掃を行っていれば気づくことになります。
- したがって、指定管理者は基本水準書に指示されている通りに排水施設の清掃を行っていないと結論してよいでしょう。行っていないことは契約違反に相当します。こういう指摘を受けなければ、指定管理者は義務付けられている文書の開示に応じて潔白を証明すべきです。
- また、横浜市にも文書の開示に応じるように行政指導を依頼しているのだから、横浜市にも責任の一端があります。
- 指定管理者には契約違反に相当する行為があるため、この契約違反に相当する分について、支出した事業費は無駄な公金の支出であったと結論してよいでしょう。
- 南部は無駄な支出について、契約違反相当の行為があったときには速やかに無駄に支出した公金を回収すべきです。また、契約違反相当の行為が生じることがないように、基本水準書通りに日常業務を実施するように行政指導すべきです。

(※写真や画像等は省略しています。)

見解書

令和7年4月 25 日
みどり環境局

1 結論

中田中央公園の指定管理料支出に関する措置請求については、棄却するとの監査結果の決定を求める。

2 見解書の作成にあたって

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 242 条第1項は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある…と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下、「怠る事実」とする。))があると認めるとき」に住民監査請求を行うことができると規定する。

令和7年3月 31 日に提出された横浜市職員措置請求書(以下、「本請求書」とする。)からは、指定管理料の支出が「違法又は不当な公金の支出」に当たることを前提としているのか、あるいは市が指定管理者に対し法律上の請求権を有することを前提としてその行使をしないことが「怠る事実」に当たることを前提としているのかいずれか明確ではない。

もっとも、本請求書「3. 事実証明」の中には、「南部はどれほど無駄な支出をしているか調べて、無駄に支出した事業費を回収すべきである。」(P12)や「南部は無駄な支出について、契約違反相当の行為があったときには速やかに支出した公金を回収すべきである。」(P14)と記載があるため、以下市が指定管理者に対して有する請求権を行使しないことが「怠る事実」に該当するという主張であるとして見解を述べる。

3 公園における指定管理者制度について

中田中央公園は指定管理者制度を導入しており、日常の管理運営は指定管理者が行っている。

指定管理者制度の趣旨としては、横浜市の公園及び公園施設指定管理者共通公募要項(以下、「公募要項」とする。)において、「多様化する市民ニーズにより効果的・効率的に対応するため、民間の能力を活用しつつ、市民サービスの向上と経費の節減等を図ることを目的として、平成 15 年6月の地方自治法改正により指定管理者制度が導入されたことで、それまで公共団体等に限られていた「公の施設」の管理運営について、企業及び NPO 法人等を含む幅広い団体に委ねることが可能となりました。」とされている。

また、公園の管理運営に関する基本的な考え方としては、公園及び公園施設共通管理業務仕様書(以下、「共通仕様書」とする。)において、「指定管理者は、公の施設本来の設置目的である「住民の福祉の増進に資すること」を達成するため、次に掲げる項目に沿って業務を遂行してください。(1)都市公園法の目的である「都市公園の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」に基づき、管理運営を行ってください。(2)地域コミュニティの醸成や地域連携に寄与できるように管理運営を行ってください。(3)公園及び公園施設は公の施設であり、その利用に際して

は平等かつ公平な取扱いを行ってください。(4)指定管理者独自のアイデアやノウハウによる質の高いサービスの提供と効率的な業務の執行により、施設の特性を最大限活用できるよう、創意工夫に基づく効果的な管理運営を目指してください。(5)公園や公園内にある施設・設備の内容を十分に把握したうえで、すべて清潔かつその機能を正常に保持し、施設利用者が快適で安全に利用することができるよう適正な維持管理を行ってください。(6)個人情報の保護をはじめとした、各種法令遵守を徹底するほか、危機管理意識に基づく健全かつ安全安心な業務の執行を図ってください。(7)指定管理料の節減に努めてください。(8)労働関係法令を遵守し、指定管理者職員が働きやすい職場環境の構築を図ってください。(9)有料施設がある公園及び公園施設の場合は、その運営業務も実施してください。(10)自主事業は、本指定管理の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により積極的に実施してください。(11)公園の課題について提案を行い、市と協議のうえ実施してください。」とされている。

さらに、実績評価の方法として共通仕様書において「9 実績評価 (1)～略～ (2) 公園緑地事務所若しくは環境活動支援センターによる評価 公園緑地事務所若しくは環境活動支援センターは、日常の管理運営の状況を把握し、持続的改善を促すことを目的として、定期的に、関係書類の確認、実地調査の実施、適切な指示・指導の実施、指示・指導に対する改善状況の確認を行い、毎年度評価を実施します。主な点検内容は事業計画書及び事業報告書に基づき実施します。また、第三者評価の翌年度には、第三者評価における指摘事項の改善状況等を確認のうえ、行政評価を実施します。(3) 第三者評価 客観的な視点からの評価を受けることで、指定管理者が自ら必要な業務改善を行い、サービスの質の向上等を図ることを目的として、横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会による第三者評価の受審を指定管理者の義務とし、結果を公表します。受審時期は、指定期間の2年目又は3年目の本市が指定する時期に実施します。～略～」とされ、月報等の報告書の提出についても、共通仕様書において「10 その他の業務 (1) 各種報告書等の作成・提出 ア～略～ イ 年度事業報告書、四半期報告書及び月報の提出 (ア) 管理運営状況について報告書を作成し、所管の公園緑地事務所若しくは環境活動支援センターに提出してください。なお、年度事業報告書については、年度事業計画書と同様に横浜市ウェブサイトで公表するため、PDF形式での提出とします。(イ) 所管の公園緑地事務所若しくは環境活動支援センターに提出する報告書は次のとおりとします。

報告書名	提出内容	提出期限
月報	【その他）指定管理者に求める報告内容」を参照	翌月30日まで
四半期報告書		四半期終了後翌月30日まで
年度事業報告書		業務終了翌年度の5月31日まで

※なお、必要に応じ報告書の内容調査、補正や再提出を求めることがあります。～略～」とされている。

4 指定管理者における自主事業について

指定管理者における自主事業については、共通仕様書において、「指定管理者は、創意工夫に基づく、公園及び公園施設の特徴を活かした魅力向上や利用者サービスの向上を目的とした自主事業を本指定管理の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用により積極的に実施してください。(1)自主事業の企画にあたっては、公園本来の設置目的、機能を損なわない

よう注意してください。(2)特定の団体だけに恩恵のある事業は承認できません。公園及び公園施設全体への波及効果や公共性を考えて提案をしてください。(3)自主事業の提案については、所管の公園緑地事務所若しくは環境活動支援センターと協議し承認を得たうえで、年度事業計画書に概要を記載してください。なお、提案書において提案された自主事業であっても、内容によっては実施を認めない又は内容の一部変更等を求める場合があります。(4)所管の公園緑地事務所若しくは環境活動支援センターと協議し、承認を得た上で年度実施計画書に記載してください。承認を受けていない自主事業を年度途中に実施する場合については、協議、承認を得て実施してください。自主事業終了後は月報等で所管の公園緑地事務所若しくは環境活動支援センターに報告を行ってください。(5)自主事業で得た収益は、できるかぎり公園及び公園施設に還元を図る観点から、自主事業提案時にどのように還元をしていくかを具体的に記載してください。(6)有料施設受付における利便性向上を目的とした物品の販売等(例:庭球場受付でのテニスボール販売)の自主事業については、所管の公園緑地事務所若しくは環境活動支援センターの承認を受けてください。別に設置許可を受ける必要はありません。」とされている。

5 本請求書の「3. 事実証明」中の各項目についての、みどり環境局の見解について

(1)本請求書「3. 1作業員の勤務時間」について

公園管理運営経費から利用料金収入を引いた額が指定管理料となる。公園管理運営経費は、指定管理公募時の公募要項、共通仕様書、維持管理基本水準書などを受けて、指定管理者が作成した提案書、毎年の事業計画書の内容を実施するにあたり必要となる経費を、指定管理者が算出するものであり、個々の職員の労働時間についても指定管理者の裁量事項である。

また、請求者は「事業費を算出するのに実労働時間を8時間としているのであれば、当該指定管理者の実質労働時間は7.5時間になっていることは明らかなので、この分を差し引いて支払うべきである。指示内容の維持管理業務はできなくて当然ということになる。できるのであれば、算出根拠がそうとう甘い間違っていることになる。」と主張しているが、公園管理運営費の算定は指定管理者の裁量の範囲内であり、その算定に当たって労働時間を何時間として設定するかも指定管理者の裁量の範囲内である。

労働時間が8時間なのか7.5時間なのかは問題ではなく、市が提示する業務を遂行できる人工がそろっており、それに基づき指定管理料が算定されていれば問題ない。そのため、1人工の作業を1人で行うことも、複数人で行うことも、外部に委託することもいずれも問題はない。なお、指定管理者が指示された業務を行っていることは、月報等により確認できており問題はない。

したがって、請求人の主張はその前提を欠くものであり、市が指定管理者に対し何かしら返還を求めることができるものはないから、怠る事実はない。

そのため、個々の職員の労働時間を判断材料として、横浜市の求める水準の作業ができていない事や、横浜市の積算が過剰もしくは誤っている事の証明にはならない。

(2)本請求書「3. 2建屋の清掃 (1)から(4)」について

共通仕様書の「7維持管理業務」の「(2)公園施設全般」には「ア 施設を常に最良の状態に維持してください。また、維持管理は原則として「建築保全業務共通仕様書 国土交通省」(最新版)によるものとし、コスト感覚や利用者の安全性等も十分に留意をしてください。」とある。そして、「建築保全業務共通仕様書」(令和5年版)において、レストハウスと状況が最も近いと考えられる

玄関ホールの日常清掃については、「自在ぼうき又はフロアダスターによる除塵」と「部分水拭き(汚れの目立つ部分は、モップで水拭き)」を1日ごとに行うとされている。

請求者は、レストハウス内の日常清掃におけるレストハウス内全体へのモップ掛けは毎日行われなければならないにもかかわらず指定管理者はこれを行っていないから、モップ掛けを行わなかった分まで指定管理料を支出しているのは違法又は不当な支出であると主張するようである。しかし、上述のとおり、毎日のレストハウス内全体へのモップ掛けは必須ではない以上、請求人の主張はその前提を欠く。

したがって、この点に係る指定管理料の支出は適法かつ妥当であり、怠る事実はない。

(3) 本請求書「3. 2建屋の清掃 (5)から(9)」について

共通仕様書の「7維持管理業務」では、「公園及び公園施設の利用者が安心・安全、快適に利用でき、年間を通して質の高い公共空間を維持・創出するため、指定管理区域内のきめ細やかな維持管理を行うこと」としている。そして、「7維持管理業務」の「ア 園地管理」には、「(ア)落葉樹のある公園については、公園の特性や周辺環境を考慮した清掃方法や活用方法提案してください(例えば落葉が楽しめる園路として管理することも考えられます。)」とあり、指定管理者は公園の特性に応じて清掃方法を選択することが認められており、その手段の一つとして落ち葉を活用することも認められていることから、必ずしも樹林地部分の落葉を完全に回収する必要はない。

請求者は、樹林地部分の落葉清掃などが不十分であるにも関わらず指定管理料を支出しているのは違法であると主張するようである。しかし、上述のとおり落葉清掃をどのように行うかは指定管理者の選択に委ねられており、必ず落葉をすべて廃棄しなければならないものではない以上、請求人の主張はその前提を欠く。

なお、落葉の堆肥化(腐葉土)についても指摘があるが、公募時の提案書に記載されている取組であり、指定管理者による自主事業であり、指定管理者の責任と費用により実施しているものである。

したがって、この点に係る指定管理料の支出は適法かつ妥当であり、怠る事実はない。

(4) 本請求書「3. 3排水施設」について

請求者は、維持管理基本水準書に記載のある排水施設の管・桝清掃が、管理水準を満たしていないにも関わらず指定管理料を支出しているのは違法な支出であると主張するようである。

指定管理者が清掃を実施した場合、市に対し、月報又は四半期報告書により実施状況を報告することとなっている。月報や四半期報告書から管理水準を満たす作業を行っている事が確認できるため指定管理料の支出は適切であり、怠る事実はない。

6 最後に

以上のとおり、市は指定管理者により適切に行われた業務に対して、南部公園緑地事務所が業務結果を確認したうえで指定管理料を支出している。そのため、市は指定管理者に対して請求権を有するものではなく、怠る事実自体ない。よって、措置請求について棄却するとの監査結果の決定を求める。

陳述の概要

(令和7年3月 31 日受付 住民監査請求)
※請求人及び関係職員による陳述の概要
※氏名等是不表示処理をしています

1 請求人の陳述

○ 請求人

最初にですね、お話ししておきたいのは、本来、この監査はですね、本来は必要がなかった。というのは、私はこれまで随分、横浜市に対してですね、これは中田中央公園に関するものですけど、レポートしてきました。随分な量です。

広聴相談課に出してますけど、関係当局は南部公園緑地事務所になります。だから、そちらのほうに全部回ってると思いますけども。回答はありません。一切ありません。

回答がないんですけども、そのレポートした内容がこれだけあるんですよね。ということは、関係当局が無視をしてきたその事柄は、監査請求に相当する内容であったということです。そのことは、横浜市はきちっと考えていただきたいと思います。全く今、無駄なことをやっています。きちんと私のレポートに対応していれば、今日のこの監査は必要なかったということをまず申し上げておきたいです。

今日のこの監査の結果が問題であったということになると、何度かやってきたことが無視をしてやってきたことは、市民を愚弄するやり方であったということになります。で、今日のこの監査はそのものがですね、無駄であれば、この監査に対して監査請求ができるだろうと思ってるぐらいです。ということで、まず最初にですね、今日のこの監査は本来は必要ではなかったということを申し伝えておきます。

で、これは中田中央公園のですね、指定管理者に関わる内容です。で、指定管理者は、日常業務を維持管理基本水準書というので細かく指示が出ています。このとおりにやらないと、これ、一応、工数見積りをやってるはずですから。そのとおりにやらなかったらサボりに該当する場合があります。まあ、過剰でやったということもあるかもしれません。

ということで、その指定管理者が日常やっている業務が維持管理基本水準書どおりに実施されていないということで、これから話を進めていきます。

それで、2年か3年前ぐらいに文書の開示を請求したときに、まあ、月報ですね。指定管理者が出す月報の請求をしたときに、内容がスカスカだったので、「こんなものでは分かんでしょう」と、その担当に言いました。

で、そのときの係長は、そのスカスカの内容、判断のしようがないぐらいにスカスカだったんですけども、「信頼している」と言っていました。信頼をするんだったら、それなりの根拠を出してもらわないといけないはずですよ。現場を見ないってことです。

例えば「草刈りをしますよ」と。4月、5月、10月まで月1回から2回ですね、合計10回やりますよと。そうすると、毎月1ラウンド公園の中の草刈りをやりますよと。それがちゃんとビジュアル的に判断できるような結果をですね、出させないといけないですよ。ふかん図を出して、ふかん図

で、ここが終わってる、ここが終わってる、ここが終わってる。で、1か月分全部が終わってます。塗りつぶしが終わりましたよと。そういう詳しい報告が出ていて、信頼している、信用しているというんだったら分かりますよ。そうじゃない。スカスカですよ。どこの草刈りをしたかも分からんような内容です。

もう一つはですね、維持管理基本水準書が塗りつぶしができるようになってるといいんですよ。つまり、チェックシートまで兼ねてると。そういう詳しい月報を提出させて「信用している」というんだったら分かりますけども、その判断のしようがないと。現場を見に行くわけでもないですよ。実際、不可能ですよ、現場を見に行くというのは。そういうときに誰か情報提供者がいて、「話を詳しく聞かせてくれませんか」と言って協力を求めるんだったら、それすらしない。反対に「おめえ、邪魔だよ」と。「うるさいんだよ」と、そういう態度ですよ。だから、2016年ごろからは一切回答がありません。

で、作業員たちがですね、業務をサボってる。もうそれも随分詳しくですね、レポート書きました。具体的にどういうことをやってるか。一切、回答がないですよ。で、改善もされない。

ただ、少しずつ改善はされてきました、といったことは事実です。

例えば、勤務時間中にシャワーを使ってるんですけども、それがだんだん使いづらくなっていくと。使いづらくなっていくと、作業員は怒りますよね。こいつがいなかったらと。日常業務の中でも、私が毎日、もうほぼ365日、毎日ジョギングが日課で公園に出向くので、作業員たちを見かけることになります。ジョギングをするのは畑の中の道です。戻ってきて園内を、周回で園内を歩いて、で、息を整えたらまた外に走りにいくと。

その園内を歩いていると、サボってる。そしたら「この野郎」となるんですね。カメラ攻撃が始まる。ガンつけが始まる。顔をひん曲げて、「この野郎ッ」って顔しますよ。

そういうことをずうっと続けてきたのが今の指定管理者です。2014年から担当してますけど。

で、ここに書いてますけど、労災問題がありました。最初に起きたのは2014年の5月だったかな。もう担当してすぐに死傷病報告が必要になる労災を起こしてます。2018年に起こしました。公園に隣接する自治会が野球場を貸し切ってやる運動会に、作業員が参加するのが恒例になっています。で、指定管理者はその自治会の賛助会員です。年会費が確か1万円ぐらいでしたっけ。

通常は、特定の団体と仲良しこよしになるのは関心しないとなってますよね、好ましいことではないということで。で、競技に参加するんですけども、会費を払ってるから参加する資格も権利もあります。それはいいんですよ。

ところが、業務中ですからね。「なんで参加するんだ」となります。

自主事業でした、理由は。自主事業というのは、指定管理者の責任と費用で行うものとなっています。なおかつ指定管理料もその自主事業に充当してはならないとなっています。自主事業であれば主催者ですよ。

運動会は自治会の運動会ですよ。で、その競技に参加して、チタンが入るぐらいの怪我をしたと。で、4か月ぐらい休んでました。

私はその現場を見ていなかったのだから知らなかったです。内部情報で知りました。で、それはお伝えしたんですよ。返事がこないです。レポートしたんだけど、返事はこないですよ。

で、電話で確認をしたら、「調査っていうのはどういう調査だ」と、居直ったんです。

内部情報によると、中田中央公園では労災は起きていないということになっています。ただ、内部情報ですよ。町内の運動会に出場してけがをして、それで労災は多分は下りないですよ。今日の内容を文書化したら。だから、もしかすると、アクロバットの労災文書を書いた疑いがあると。

それで、調査依頼を出していましたので情報開示の請求をしたんですけども、「調査も何もやってない。そんな文書はない」ということで。もうすさまじいことやってますよね。指定管理者が事故を起こしましたよと。それが情報としてね、横浜市は共有しないといけません。再発防止とかで必要ですからね。ヒヤリ・ハット体験だとか、危険予知というのを民間ではやりますよ。それは同じ同件事故を起こさないためですよ。

ところが、なんにもしてない。依頼をしてもしない。恐らく、私の感じでは、感覚では、調べたら大変なことになるだろうということで門前払いをしたんだと思ってますけど。

で、私が指定管理者に文書の開示を請求しました。そしたら、弁護士が出てきました。「第何条により開示しない」じゃないんですよ。「第何条により部分開示をしない」じゃないですよ。弁護士が出てきたんですよ。もう素人だからね、弁護士で何とかかなと思って。知ってるんですよ、南部も。

情報開示を拒否したら、それは指定管理者の資格に関わってきますよ。ルール違反ですから。というので、ここに書いてますけども、労災はもみ消されてしまったと。

で、その次に書いてあるのが宇田川ですね。中田中央公園の中を宇田川というのが流れてるんですよ。村岡川ともいいますけども、宇田川、村岡川の両方で維持管理基本水準書にはそう出てる。

で、公園の中を流れているこの宇田川というのは、単純な水路の機能ではないです。単なる水路として流れているんじゃないんです。

この宇田川に親水護岸というのがあります。つまり、公園の利用者がその川で川遊びができるようになってる。つまり、公園機能として宇田川が存在してる。で、その宇田川は、水面清掃として年2回やることになっています。で、その中に草刈りは含まないそうです。わけが分からない。

2015年から泉土木が草刈りの発注をしました。泉土木は草刈りの発注をする担当ではないはずなんです。確かに宇田川の管理は泉土木の管轄になっています。それはあくまでも土木事業に関するものですよね。だから、上流から下流まで一気通貫して土木作業がある河川の改修だとか修理などあったときには、それはもう土木事務所が上流から下流まで管理をしたほうが合理的ですよ。

だけど、公園としての機能を持っているのであれば、維持管理水準書の中で平面的に、面的に管理をしていったほうが合理的ですよ。

ここでその泉土木は発注したんですけど、どうもやってることがおかしいと。ということで、ずうっと私は内緒で追っかけてました。だから、泉土木が発注してるってことが分からなかったんですよ。

なぜ分からなかったかという、指定管理者の作業員が草刈りをしてたからですよ。2015 年からずうっと。分からんですよ。

で、これもうかつに情報開示の請求をしたら、必ずもみ消してくるだろうと。その点、本当に確実に、間違いなくやってるというところまで確認をしてから情報開示の請求をしました。

土木事務所の担当者が言ったのは、「随意契約にするために 10 万円以下にしてる」と言いました。「恐ろしいことをよくあんた言うね」と思ったんですよ。完全な八百長ですよ、これ。

業者を決めたのは名簿の中から決めたということです。ところが、内部情報によると、指定管理者の構成団体の事業者ですよ。この事業者が、泉土木に話を付けてきたということで。もうズブズブ、ドロドロですよ。

で、草刈りをしているのは指定管理者の作業員ですよ。ということは、一つの作業が、泉土木に報告書が出ます。もう一つは月報として南部に出ます。もう刑事罰の二重請求ですよ。といったことを、もうこれも随分レポートしました。一切無視です。

ということで、こういう状況の中で今、中田中央公園で何が起きてるかといったら、維持管理基本水準書どおりの作業をしてないと。それは、まあこれから具体的にお話しをしていきます。

それで、ここの指定管理者がですね、どれだけサボってきたかといったことをちょっとお話をしておいたほうが理解がいいだろうということでちょっとお話しをしますけれども。

2014 年から担当するようになって、そのときはですね、8 時から 17 時半まで働いていました。つまり、8 時間半の拘束だったんです。17 時が閉館です。17 時以降は閉館の後にはもう着替えてました。自由時間みたいになっていました。

で、私がこの中に洗車をやってるところの写真を添付しておきましたけど、これはもう完全に私服ですよ。私服に着替えてもう自由自在。何をやってもいいんですよ。サボってました。

で、5 月の 16 日から 8 月の 15 日までが夏時間です。今度は閉館が 7 時まで延びます。

で、10 時から遅番のほうです。その遅番が 5 時以降に帰ってくるのは。当然、公園の中が汚くなりますよね。サボるんだから。めちゃくちゃサボるんですよ。

で、勤務時間中にシャワーを使いました。シャワーを使うのは 2 人の作業員でした。風呂はですね、道路に面して高窓が二つ付いていて、左側が洗面所、右側が浴室でした。だから、11 月の中旬ぐらいになるとそこの明かりによってシャワーを使ってるというのがもう分かりました。

あるとき作業員が、私を番してますからね、「あの野郎、どこへ行った」って、仕事しないで私を番してるから。私が高窓を見てるところを見つけて、「ああ、明かりを見てシャワーを使ってるのがバレてるんだ」と。その次にやったのは、明かりをつけないでシャワーを使いました。だから、暗い中でシャワーを使っていて、「分からないだろう」と。「密室の中だから分からないだろう」と

いうことでやってました。だけど、これは道路に面してますから、風呂釜の燃える音で分かるんです。

で、これ、3ページのところに裏玄関ですね。裏玄関のところから着替えをしてるところが見えてるんですけど、なぜか作業員はここで、ここを脱衣所代わりに使っていて、外側が暗いから割と楽にモニタリングができてたんですよ。これ、この時間が「16時42分」と書いてますよね。この頃はまだ5時半が定時ですよ。仕事なんかしないんです、「あんたたちは一体いつ働くんだよ」というぐらいサボってました。

で、今はこの裏玄関の長い、細長いガラス窓がありますけども、二つありますけど。そこは養生のフィルムが貼ってあります。「バレなきゃ何やってもいいだろう」ってことですよ。

2017年の4月から、17時半だった終業が17時に変わりました。私がかかなりレポートしてたせいもあったんでしょうけども。5時からは何をしてるか分からん状態になってるということで、5時に短くしました。そのときに遭遇したのは、「15・15で実動時間は変わらない」と言っていました。ということは、10時と3時の休憩が30分でやってて、休憩を30分でやっていて、15分間が有給、15分間を無給にしておいて、その30分の、合計30分の時間を5時からの勤務に充てていたということになるようです。労基署に確認をしたら、「たとえ待機であってもそれは勤務時間に入りますよ」ということでした。

だから、実動時間が変わらないってことは10時と3時で調整をしてたんだらうと。で、10時と3時の休憩が30分だから、上がり込んで休憩を取ってました。

私が勤務してた工場は、休憩は10分でした。それも休憩があるのは製造部だけで、もう完全に9時間拘束してるから、製造部だけで設計事務は休憩時間はないと言われました。

横浜市の誰かとお電話で話をしたときに、同じように質問をしたら、「横浜市でも特に10時と3時の休憩を設定してない」ということを言われてました。

今でも出てくるのは10時半とか3時半です。変わってないです。勤務時間が30分短くなって、10時と3時の休憩は変わってないです。

それで、17時が閉館になったので、シャワーを使ったら大慌てで閉館をしないとイケない。ということで、下着姿で閉館の対応もやってました。その写真も提供してるはずですよ。もう考えられないことをやってました。通常は、「本日の御利用ありがとうございました」とか、挨拶が必要ですけどね。そんな下着姿で出てくるってことは絶対にあり得ないことですよ。

で、閉館のフライングまでやってました。待ち切れないんですよ。「あんたたち、給料もらってるじゃん。学校の子供たちが早く帰りたいというのは違うだろう」となるんですけどね。待ち切れないんですよ、時間になるのが。

今は「5時までは出るな」と言われてるんですね。その代わり、もう着替え終わって待ってますよね、事務室で。これから後で出てきますけど、早々と休憩室兼更衣室の和室に入り込んで、そこで帰り支度をして、冬だったらもう全部着替え終わってジャンパー着てれば分かりませんからね。で、時間になるのを待っていると。

その10時と3時の休憩、それがもともと30分だったのが、その15・15になってるということを今お話ししましたが、4ページの6項に書いていたのは、これ実は情報開示で。これは出してきたんですね、その労災のときに。運動会当日の日報を出してきました。肝心なのは出さなかったんですけど、出してきました。

これを見ると、15時15分から施設回り、つまり、巡回をやりましたよと言ってます。これ、今の日報は。今の日報というか、2017年に変わった後ですね。変わった後は多分このように付けているはずですよ。ここ、15時30分から巡回に出ましたといったら、30分休憩したことになりますからそうはできないですよ。

で、この日に作業員が巡回で回ってきましたけども、距離で時間を計ると、15時半から巡回をしたらだろうというそういう時間にバックヤードを出てると。今でも巡回に出るのは15時30分からです。どんなに早くても15時前に出てくることはないです。出てくるときがあるとすれば、プレ3時が2時半前に始まったときです。さすがに出てきますよ。

で、その休憩の、10時からとか、3時からとか自由にとるわけじゃないですからね。これは言い訳が、「キリがある」というんですよ。

公園の維持管理業務では、キリというのがあるから、そのいいところで作業が終わると、そういうことを言います。それは南部に以前いた係長も言ってました。「時間どおりには、チャイムが鳴っておしまいというわけにいかないんだよ」と。

だけど、そのキリというのは何かといったら、「11時50分までには厨房に入りたいよな」となりますよね。そうすると、45分までには手洗いを始めたいから「40分までには着きたいよな」となる。そうしたら、そのキリというのは11時半だと。11時35分だと。11時40分になるってことですよ。つまり、つくっている「キリ」です。「キリがいいからここまでやっておしまい」じゃないですよ。もしそういうことやるんだったら、12時過ぎてからでもキリができますよね。それは絶対にあり得ない。必ず厨房に10分ぐらい前には入りたいと。そうやって付けたキリですよ。

先々月はですね、所長まで入れて作業員は11人いますけども、月に1回例会ですね。寄合なんていうのをやっていますね。で、私が公園に行ったのが11時40分ごろでしたけども、もう和室に入って飯食ってるんですよ。ただ、飯を食ってるかどうかというところまでは見ていないんです。ただ、食ってたはずですよ。

で、ちょっと気になったので、その日は13時ごろに行きました。そうしたら、グラウンドにはもう入ってました。ということは、「11時半にキリがよかったからそこで飯を食った」となるんでしょうね、きっと。で、「早めに仕事やりましたよ」と。そういうことをやられたら、管理がもうできないですね。

私が現役のときに11時半ごろ飯を食って、「もう俺、キリがいいからここで飯食ってるんだ」と言ったら、もう「バカか」と言われます。

つまり、キリというのと規律違反の区別が付いていないってことですよ、この指定管理者は。わけが分からない。もうあり得ないことばかりですよ。通常は所長がいますからね、「それは絶対駄目

だ」と言いますよ。11時半に「キリがいいとこまで来ましたね」と。「じゃ、まあ、いいとこで飯食おうか」「いや、12時までやってからにしましょう」とか言います。そうしないと、本当に管理ができなくなってしまう。もうどうでもいいですよ、勤務時間なんか。

で、6ページに、どういった状況になってるかということでちょっと書いてますけども、もう早々と厨房に入る。で、ここはですね、道路1枚を隔てて厨房です。だから、そこにいたら全部分かりますよ。電子レンジを使ってる音も分かります。「ピッピッピッ」とボタンを押してるみたいですけども、それが1回押すと30秒だそうです。

22日の日に「少し早いですが、休憩に入ります」と言って、作業員が休憩に入りました。所長が「えー、入るの」と言って、「入っちゃいます」と言って入ったのが、つまり43分です。「少し早い」じゃないですよ。ひと仕事できる時間ですよ。

で、ここにはボランティアが入ります。ボランティアははじめですよ。私が近くを通っても全然気にしない。「本当に気にならないの」というぐらい、通ってやっても気にしない。作業員たちとは全然違います。作業員たちだったら「この野郎」ってガンつけてきますからね。今はもうガンつけはそうなくなりましたけど。

今、だから、花壇がきれいですよ。全部ボランティアがやってくれてます。ということは、これだけサボっておいてそういう花壇とかをやってもらって、作業員たちは楽できるわけだから、本来ならば、ボランティアを使った時間というのはこれは報酬から引かんといかんですよ、本当はね。あるいは、そうしないんだったら、その資源というのはほかの公園に持っていかないといけないですよ。

この近くには宮の台市民の森でしたっけ。あとふれあいの森、そういのうがありますよ。そういうところにボランティアの資源を移さんといかんですよ。そちらは、公園愛護会がやってますから。

こういったこともレポートの中に書いておきました。だけど、全然改善されないですよ。

ここにはですね、厨房に入ってきた時間を書いていますが、もうその前に倉庫でバックヤードではもうのんびりしてるんですよ。そこまでモニタリングすると、見つかったらやってるふりをしますから。サボってもらうためにはもうそこは我慢しない。そういうモニタリングの結果です。

それで、先ほど早々と入り込むといったことを話しましたが、11月頃になると明かりがつかますのでね、その人影が障子に映ると。彼らはそこを全然気にしていなくて、うまくすると7ページに貼りつけているようなモニタリングができるんです。これはこの時期だけですからね。年間をとおしてこういったことをやってるってことですよ。

コロナのときには、窓を、障子を少し開けてました。窓も開けますからね。そのとき中を見ることができました。で、8月頃でしたかね。やっぱり着替えてます。

ということで、作業員たちはこうやって、「あんたたちは一体いつ働くんだよ」と言いたくなるぐらいのことをやっていけば、それは公園は汚くなりますね。維持管理基本水準書どおりの仕事はもうできないですよ。

それで、建屋の掃除ですけども、ここは便所とホールと、あと自販機を置いてる休憩室だということです。

便所掃除は毎日モップをかけています。ホールと休憩室は一日置きとか二日置きとか、下手したら三日置きとか、やらない。やらないで早々と上がります。今見ていただくと、現場を見ていただくと分かりますけれども、毎日モップをかけている便所のほうが汚い。それは水を取り換えないからです。

わけの分からん公園になってます。そういうところを抜き打ちでモニタリングをすれば本当は気づくんでしょうけどね。今行っても少し黄土色の、便所のほうが黄土色になってますかね。

で、建物の管理は、清掃もせず、ここは「土足利用もしくは常時利用型」となっていて、「土足」ということは、全体に、その土足で使うところが全体にモップをかけるというのが通常のやり方でしょう。

前任の事業者は、マニュアルを持っていました。そのマニュアルは、自分たちが作ったものか南部が作ったものか知りませんが、ほうきを使って、それからモップをかけると書いてあるそうです。書いてあるということをお教えてもらいました。

で、この8ページの写真は、「便所のところだけモップをかけましたよ」ということですよね。ホールも休憩室もかけない、軒下もかけない。汚いですよ、だから。

それから、林はですね、「雑木林部分の清掃は特に留意して行う。」「毎日」となっています。ということは、林全体を指しているんだろうと思います。園路から何から。

で、面白いことがあったのが、この2023年の11月20日に小学校の子供たちが30人から40人ぐらい大挙して来てました。

私が太極拳広場と言っている、太極拳をやっているちょっとした広場があって、そこをメインに掃除をしてました。園路もやってました。写真を見ると分かるように、もう掃除しないですから、いつも汚いです。そこに作業員たちがぶらぶらしてました。

ということはこれ、課外授業か何かで来たんでしょうけども。子供たちの目で見たら、公園が汚いということです。普通だったら、おじさんたちが毎日やってるんだからね、「あなた方は活躍の場がないですよ」と言ってお引き取り願うところですよ。そうじゃない。

で、その掃除をしたところにですよ、10ページに貼り付けましたけど、作業員が落ち葉をバラまいたんですよ。もう何なのか。もともとこの指定管理者はですね、集めた落ち葉はごみには出しません。バラまくんです。

今はもうかっぱらいがいなくなりましたが、これまではかっぱらいがいつも来てました。だから、バラまいておくと持って行ってくれるんです。その名残りかどうか知りませんが、バラまく。まあ、バラまいたほうが楽ですよ。持ち帰らなくてもいいですから。

で、まあ、今年になりますかね、去年の暮れになりますかね。子供たちの遊具という扱いで今、バラまいています。だったら、「汚くなったらもう片付けろよ」ということになりますけど、そのバラまいたやつは今でも、碎けて細くなったのが今でも散らばってます。汚いです。

それでこれは2024年3月に園路を撮ってます。もう風が吹いて落ち葉も散り終わってますから、きれいです。だけど、吹きだまりができています。園路の両脇には吹きだまりができています。

こういうところのもなんか、もう熊手と手箕と集草袋を持ってきたら、ちょっとやるだけでバツと終わりますよね。それすらない。何もしないです。いくらでも遊びますよ。

で、ここに、杭が倒れてるの、貼りつけておきましたけど、杭が倒れていても放ったらかしです。これ、気づいたのが、写真を3月19日で貼ってます。18日の夕方だったかな、気づいたんですけど。で、これ最後はもう、根本は腐ってますけども、これを木づちで叩いて何とか格好だけつけてました。

で、拾った枯れ枝をいつも散らばしてます。持ち帰らない。その落ち葉で腐葉土をつくってますけど、その腐葉土をバラまく。ベンチの周りにバラまいて、汚いなんてもんじゃないです。

で、乾燥するとちょっと踏んだだけでホコリがたちます。だから、靴が汚れますよ。きれいにするんじゃないんですよ。汚くしてるんですよ。で、今、その脇に、これも「太極拳広場」と私が言うてるけど落ち葉がそのまま散らかったままですよ。

12ページにその腐葉土をつくっているその箱がありますけども、ここももうめっちゃくちゃ汚い。ただ、今この箱は新調したので、今はきれいです、箱は。で、使えもしないのにまた腐葉土をつくります。右側の写真は桧を浚った汚泥です。こんな状態でずうっと放ったらかしです。

それから最後が排水施設ですけども、私が見ているのは、駐車場の桧とバックスクリーンにある桧、この2か所しか掃除をやっているところを見ていないです。10年間いて、私、毎日行きますからね。午前も午後も。公園ができる前から。私は、現役の頃から散歩が好きだったから。雨の日でも出掛けてました。

で、今、午前も午後もほとんど行きますから。やっていけば気づくんですけども、桧の掃除で気づいているのは駐車場とバックスクリーンの二つの桧です。ほかはやったところを見たことがない。

それから、L字溝と字溝というのがありますけども。L形は側溝ですね。L形側溝がどこにあるかは分かりません。駐車場のやつはこれかなと思って見たけども、そこは縁石があって、普通のU字溝だから、L字形の側溝はどこにあるか、L形の側溝はどこにあるか知りません。けども、駐車場のU字溝もやったところは見たことがない。前任の事業者はやってました。

建屋の東側にはU字溝があって、これ、多分ね、普通の人はここにU字溝があるってこと多分知らんと思いますよ。私もこれ、前任の事業者がやっていたから「ああ、ここにU字溝があるのか」と。ちょっと気づきづらい。ちょっと気づかないと思います。で、ここをやったことは見たことがない。

それから、園路があります。園路にこのグレーチングといいましたっけ。ボルトで固定型のやつがあります。ここも前任の事業者はやってました。だけど、今の指定管理者は一度も見たことがない。10年いますけど。

林にあるマンホールのフタを開けているところを1回見たことがありますけど、これは林の中の笹の中に排水管が埋めてあって、それから来てる桝だと言っていました。ここもやってるところを見たことがない。

年間を通して一応、細かくですね、今日は何をやってる、作業員は誰であったというのを記録しますので、まず間違いないだろうと。本当だったら指定管理者にその日の日報を出してもらえればいいんですけど。

2024年は請求しますよ。で、出します。もう1回やります。今年の分は請求してません。どうせ出さんだろうと思ってますから。

ということで、U字溝のところは、U字溝も桝も、もうほとんどやってない。ほとんどやってないというか、維持管理基本水準書どおりにはやっていないと。

事実証明で追加分というのを出したかったら出してくださいということだったんだけど、つい最近、その東側のこんなところにU字溝があったのかというようなところで、そのフタが取れる。これはさかのぼってずっと見ていくと、やっぱりずっとすき間が開いている。だから、開け閉めは一度もやってないだろうと。一応、記録をさかのぼっていったら2020年の3月14日までを見つけました。もうこれ以上やってると時間の無駄だから、ここでやめましたけども。写真の都合でちょっとすき間が、幅が違いますが、これ多分一緒ですよ。

もう一つは、網型のフタがかかっている、かぶっているところです。たまたまここ、私が通ったときに作業員が「これ、ネジが取れないんだ」と話をしているのを聞きました。これ2017年の出来事なので、その頃から一度も外したことがないのか、それとも最近この下にかん水のホースを通したときに、これをフタを取らないでやってたのか、そのときのことを言っているのか知りませんが。

まあとにかく、見たことがない。前任の事業者は、このネジのところも磨いてましたね。なぜか知りませんが。そんなの時間がもったいないだろうと思うんですけど、磨いてました。

で、駐車場のU字溝があります。割と大きいU字溝ですけども。これ、ここも全然掃除をしないので、もう中から草が生えてくる。一度も見たことがないですよ。だから、多分こうやって草が生えてくるのは、もう泥がたまっていて、で、草が生えてくるんだろうと。

最後にちょっと追加で書いておいたのは、まあ、私がこれまで何通か開示請求をして没になった中に、南部が支払ったという証拠がないといったことが書いてありましたが、その分を書いておきました。ここで触れなくても多分いいと思います。

ということで、大体1時間ぐらいしゃべりました。おしまいです。

2 関係職員の陳述

○ 関係職員

既に提出しております見解書に沿って、私のほうから陳述いたします。

（「別紙2 見解書」に基づき陳述）

3 監査委員から関係職員への質問

○ 前田監査委員

請求人の主張だと、無駄な支出について返還を求める内容、つまり、怠る事実が今回の件の問題となっているようですが、これ指定管理者との間の基本協定書、いわゆる契約というか協定というか。それには、例えば、指定管理者に、まあ、不具合があったときに、公金の支出その他管理料を返還させるという規定はあるんですか。

○ 関係職員

我々の指定管理の支出というのは、いわゆる契約の種類で確定契約となつてございますので、それについては支出をすることになってございます。

ただですね、明らかに、何らかの事情でできなかった部分、例えば、我々が工事が入って、ここの部分を公園管理する必要がなくなったとか、そういったものには協定の変更を行って、その額を協議して支出することとしてございます。

○ 前田監査委員

そうすると、法律論としては、協定の変更が無い限り、無駄だからといって支出した公金の返還を求める権利が市にはないということですか。

○ 関係職員

著しい瑕疵ある行為でない場合は、法律上は求めることができないというふうに承知しております。

○ 前田監査委員

協定書を読む限りでは、そういう返還請求権みたいなものは読み取れないので。変更の協定がない限りはできないと。

○ 関係職員

そのように承知しております。

○ 前田監査委員

まあ、あるとしたら損害賠償請求ですよ。

○ 関係職員

はい。

○ 前田監査委員

それから次にですね、請求人の御主張の大きいところは、建屋とか排水施設の清掃が不十分だと。まあ、不潔だということかもしれませんけど。

今の見解書の2ページ目の上から3行目、(5)ですけども、「公園や公園内にある施設設備の内容は十分に把握した上で、全て清潔かつその機能を正常に保持し、施設利用者が快適で安全に利用することができるよう適正な維持管理を行ってください」と書いてあると。

ここで何が一番大事かという、清潔も大事だけれども、施設利用者が快適安全に使えるかどうかということだと思いますが、施設利用者から、請求人が指摘されているような清掃に関しての苦情とか何か、今までありましたか。

○ 関係職員

はい、公園を管理している上で苦情が全くないというのはなかなか我々も申し上げにくいんですけども、請求人から御指摘いただいているような著しい不潔な状況であるとか、快適に利用できない状況ということで御意見をいただいているという事実はございません。

○ 前田監査委員

まあ、正に公園ですから、公園独自の利用方法とか清掃方法とか管理方法もあると思うんですけど、本件の指定管理者が、こちらが求めていることについて正常に行ったかどうかということに関しては、その月報とか四半期報告書は分かるんですけども。あとは、年度ごとのモニタリング、それ以外に具体的に、1年に一遍だけだと、その日だけ綺麗にしまえばいいという考え方もできるんですけども、そのあたりのチェックはどうなんですか。

○ 関係職員

まず全体の仕組みとしては、第三者評価というのがございまして、これは全体の指定管理期間の中での方法でございすけれども、これについては見解書に示したとおり、外部の目も入れてですね、チェックアップをしているという状況です。

それ以外にも、公園事務所ですね、職員が見回りするというのは、これは定期的にいつ行っているという頻度というのは定めておりませんけども、これについても確認をしている状況でございます。

○ 前田監査委員

そういう状況の中で、本件については、請求人が指摘するような、清掃がなかったとかあったとか、先ほどの清潔かつその機能を正常に保持とかいう点には反してなかったということですか。

○ 関係職員

はい、我々としては水準書に定められている水準というのは満たしているというふうに考えてございます。

○ 高品監査委員

指定管理者の業務についてですが、月報で確認していて問題ありませんと書いてあるのですが、実際に見に行っていたということは何回かあるということですか。

○ 関係職員

はい。不定期ではあるんですけども、特に日にちを決めてとかというわけではないんですけども、当然、現地のほうに年何回かは行って確認を取るということはさせていただいています。

○ 高品監査委員

確認をとって、ちょっとこれは問題だな、というのはなかったんですか。

○ 関係職員

実際に現場に行きまして確認をさせていただいた際には、そのようなことはなかったということです。

○ 前田監査委員

請求人からは、基本水準書に従った処理がされてないんじゃないかという指摘があって、見解書の中にはなかったんですけども、回答書の中には基本水準書というのは契約関係を縛るものじゃないということになっていると。つまり、基本水準書に従わないことイコール契約違反とかですね、協定違反ということにはならないと。

で、結局この基本水準書も、正に基本の標準の水準書だから、施設において清潔とか、利用者の不便がなければ、まあ、それに縛られる理由はないということですか。

○ 関係職員

はい、そのように理解しております。

4 請求人の意見表明

○ 請求人

まあ、今の説明を、お話を聞いてですね、アバウトでこれだけのことをやっていればいいんだと。細かくは問わないよと、そういう話ですよ。ざっと言えば。

だから、維持管理基本水準書で色々書いてるんだけど、そんなのはどうだっていいことだというふうにしか聞こえない。無罪放免にするためにはそう返事をするしかないんでしょう、きっと。何のために管理仕様を設けているかといったら、これ、工数の積立で使ったはずですよ。これだけのことをやったら幾らですよ。幾らになりますよということ。

それがもう土台から崩れるっていうことですよ、今のお話聞いてると。何も関係ないんだって言われてますよね。

全部満足してますよ。どうして満足してるかといっても、明確な答えがない。やってないんだから。やってないんだけど、自分たちは満足してる。そしたら、彼らは、指定管理者は無罪放免ですよ。

警察が捜査をしないのと全く一緒、今のお話聞いてると。森友の問題と全く一緒。全部もみ消していったら。卑怯ですよ、この論法は。管理手法でこのように決めましたよと言ったからには、そのとおり守ってもらわないといけないじゃないですか。最低限はこれだけのことをやってくださいと。

だから、桝はこれだけのことを1年1回やってくださいねと。U字溝の掃除やってくださいねと。「いや、満足してますよ」と。「俺たちが満足してるんだから、お前ら文句言ってる筋合じゃねえよ」と、そう聞こえますよ。

べらぼうな論法ですよ、これ。何のために管理手法を決めてるんですか。

作業員たちがその場その場で、ここはまだいいよ。だったら今月、草刈りしなくていいよ。みんなそうなっていきますよ。まだいい、まだいい。

そういうふうにならないように管理指標というのを決めるんでしょう。このような掃除をしてくださいと。

で、私、先ほど「1日置きでいいです」って、これ知ませんでしたけど、毎日モップをかけたほうが確かにきれいですよ。比べてみたらきれいだもん。

ドブみたいに黒い水で、2014年にそのモップのバケツの水を見たら真っ黒なやつを使ってましたけどね。今、近くで見えませんが、見ただけでもう汚いということが分かる。

でも、これは、そこはまあ、1日置きでいいという指標があるんだっただいいですよ。こういうところは1日置きでいいという指標があるから、それをあてはめると。

こちら側は、これだけのことをやらないといけないってことになってるんだけど、いや、それはそうじゃなくてもいいんですよ。こんなべらぼうな理屈がありますか。どこからそんな、どうやったらそういう考えができるんだろう。

都合の悪いところにはこういう話がある、こういうふうに書いてる。こっちのほうは書いてあるんだけど、俺たちが満足してるんだからいいんだってことです。そんな話はないですよ。

作業員たちが個々に判断をしないように、これだけのことはやってくださいねと。というのが維持管理基本水準書のはずですよ。そんなこと言い出して、もう維持管理基本水準書いらないですよ。次に1回、4月から5月までは1回から2回草刈りをしようよ、なんて、そんな話いらないじゃないですか。

なんでここまでべらぼうな話をしますかね。よくここでそんな話ができると感心しますよ。都合のいいところ、こっちを使う。都合が悪かったらここ使うなど。わけが分からん、その論法が。

とにかく今、説明、お話聞きましたけど、このときにはこっちを使う。このときにはもう関係ない。我々が満足したかどうかだと。

この写真でいったら分かるように、あの前任の事業者がね、浚えたら泥がいっぱい出てきてるんですよ。それもやってないですよ。それ、見てみたんですか、開けて。そういうところも全部開けてみて、で、あなた方が満足したんですか。おーここ汚ねえじゃん、と、綺麗じゃん、と。